

鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針 (素案)についての意見を募集しています。

鎌倉市では、貴重な地域の緑とオープンスペースを保全し、また、創造していくための積極的な取組の一つとして、都市計画公園・緑地を定め、施設緑地として整備を進めてきました。しかしながら、都市計画公園・緑地の計画的な整備が進まず、計画面積の約 15%が未着手となっている状況です。

長期にわたり整備の見通しが立たない都市計画公園・緑地について、その原因や課題を把握し、社会情勢等の変化を踏まえた今後の都市計画公園・緑地見直しに対する考え方を示すため、「鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針（素案）」を取りまとめました。

つきましては、広く市民等の皆様からご意見を頂くため、次のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施します。

【意見募集の概要についてはこちらをご確認ください。】

1 意見募集期間

平成 29 年 11 月 6 日（月）から平成 29 年 12 月 5 日（火）まで（必着）

2 意見書の提出方法

所定または任意の様式に住所・氏名・電話番号・ご意見を記載のうえ、以下の方法にてご提出ください。

◆ 直接提出 → ■ まちづくり景観部都市計画課（市役所本庁舎 3 階）
■ 市役所本庁舎 1 階受付前・鎌倉生涯学習センター・各市立図書館にある回収箱に投函
（受付は、期間中の平日、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

◆ 郵送で → 〒248-8686
鎌倉市御成町 18-10 鎌倉市まちづくり景観部都市計画課宛

◆ ファクシミリで → 0467-23-8700（代表）

◆ 電子メールで → cityplan@city.kamakura.kanagawa.jp

※ ファクシミリ・電子メールの場合、件名を「都市計画公園・緑地の見直し方針（原案）」の意見募集について」としてください。

3 ご提出いただける方

市内在住・在勤・在学か本市に納税義務のある方などです。
（鎌倉市意見公募手続き条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定された「市民等」）

4 意見の提出及びお問い合わせ先

鎌倉市まちづくり景観部都市計画課 電話 0467-61-3408（直通）

5 意見等の公表

頂いたご意見は、市ホームページで公表する予定です。また、頂いた意見に対しての個別の回答は致しかねますのでご了承ください。